

氷見市子ども食堂応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 こどもたちが生まれ育った環境に左右されず健やかに育つことを推進するため、地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等が、食事その他の生活環境が十分でないこどもを地域で支える取組みを支援する氷見市子ども食堂応援事業（以下「事業」という。）に対して助成を行うものとする。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 町内会等の地域住民団体
- (2) ボランティア・NPO活動を行う組織・団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

2 前項の団体等が前条の助成を受けようとするときは、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 代表者が明らかになっていること。
- (2) 団体固有の預金通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。
- (3) 次条に規定する補助対象事業について、助成の交付申請を行う年度内に開始予定であること又は既に開始していること。
- (4) 事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる活動を実施し、計画的に運営する取組みとする。

- (1) こどもを対象に、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行うこと。
- (2) 前号の食事の提供に併せて、こども同士の交流活動、こどもによる体験活動、こどもの学習支援等のこどもの居場所づくり活動を行うこと。

(運営上の留意事項)

第4条 前条の取組みの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 1回の活動ごとに責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。
- (2) 1回の活動につき、5世帯以上のこども（実施主体である団体等の構成員の3親等以内の親族を除く。）が利用するよう努めること。
- (3) こどもが幅広く参加できるように広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定のこどもしか参加できない運営を行わないこと。
- (4) 管轄する厚生センター、保健所の指導に基づき、食品衛生法に基づく営業の届出を行う等、所要の衛生管理を行うこと。
- (5) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (6) 営利活動や宗教的活動を行わないこと。

(助成等)

第5条 市長は、事業の実施主体が、事業を実施するために必要な経費に対し助成を行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

氷見市子どもほっとサロン事業実施要綱は、廃止する。